

交付対象者認定申請の手続き

令和8年6月1日(月)～令和8年11月2日(金)の期間中に申請し、補助金交付対象者の認定を受けてください。認定申請受付け後に審査を行い要件に該当する場合には、補助金交付対象者として認定されたことを通知します。

※補助金交付対象者の認定を受けた場合でも、年度末に補助金交付の対象者として要件に該当しない場合は補助金交付の対象となりません。

▶ 提出書類

☐ 棚倉町奨学金還付支援事業補助金交付対象者認定申請書(様式第1号)
☐ 大学等が発行する卒業を証明する書類の写し ※昨年度以前に提出した方は、提出不要です。
☐ 奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類の写し ※例 日本学生支援機構の場合は、口座振替(リレー口座)加入通知書や奨学金返還証明書等があります。 なお、昨年度以前に提出した方は、提出不要です。
☐ 就業証明書(様式第2号) ※自ら事業を営むものにあつては自ら事業を営むことを証する書類(登記事項証明書、開廃業届出書等の写し、確定申告の写し等)を添付
☐ 個人情報取扱いに関する同意書(様式第3号)
☐ 奨学金を返還している通帳の写し(以下2点) ①通帳を開いた1・2ページ目 ②直近の返還額が確認できるページ ※返還額以外の記載を見られたくない場合は、黒塗りしてください。 なお、昨年度以前に提出した方は、提出不要です。

※上記以外にも、町長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(様式第1号、第2号及び第3号は、棚倉町ホームページからダウンロードできます。)